

都市農業の振興に関する業務に係る個人情報の外部提供について

(練馬区個人情報保護条例第 16 条関係)

1 概要	<p>練馬区では大都市東京の都心近くに立地しながら、生活と融合した生きた農業が営まれており、都市農業は、練馬区の大きな魅力である。しかし、都市化の影響や相続時の負担などにより、農地の減少が続いており、農業と農地を守ることは、区の重要な課題となっている。</p> <p>農地の保全を図るためには、区内農地所有者の営農状況に精通している東京あおば農業協同組合（以下「JA」という。）の協力が欠かせない。</p> <p>そこで、区とJAとの協力関係について一層の強化を図るため、協定を締結し、更なる区内の都市農業の振興と都市農地の保全に取り組む。</p> <p>については、JAに対し、区で保有する生産緑地に関する情報を提供する。</p> <p>なお、区からJAに対し、生産緑地に関する情報を提供した際は、本人あて通知の省略に関する審議会事前一括承認基準類型3を適用し、本人あて通知を省略する。</p>
2 提供先	東京あおば農業協同組合
3 提供する個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地の地番、所有者氏名、住所 ・生産緑地における相続税納税猶予制度の適用状況 ・特定生産緑地の指定申請状況 ・生産緑地の貸借状況
4 提供時期	令和2年7月
5 提供媒体	文書、CD-R
6 個人情報の保護	協定において、個人情報の取扱いに関する条項に、目的外利用や第三者提供を禁ずる規定および情報セキュリティに関する規定を設ける。

7 添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農業振興・都市農地保全の取組について ・東京あおば農業協同組合個人情報保護方針 ・外部提供記録票 												
8 所管課名	都市農業担当部都市農業課												
9 承認基準の追加	<p>外部提供に関する審議会事前一括承認基準に、新たな類型および事例を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="531 701 1388 1137"> <thead> <tr> <th data-bbox="531 701 595 763"></th> <th data-bbox="595 701 1018 763">類 型</th> <th data-bbox="1018 701 1388 763">事 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 763 595 1137">15</td> <td data-bbox="595 763 1018 1137"> <u>区が協定を締結した関係機関に対して協定内容の実施に必要な情報を提供する</u> <u>場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき</u> </td> <td data-bbox="1018 763 1388 1137">○<u>生産緑地に関する情報</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>本人あて通知の省略に関する審議会事前一括承認基準類型3に、新たな事前一括承認基準の類型を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="531 1384 1372 1760"> <thead> <tr> <th data-bbox="531 1384 595 1447"></th> <th data-bbox="595 1384 1018 1447">本人あて通知の省略基準の類型</th> <th data-bbox="1018 1384 1372 1447">事前一括承認基準の類型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 1447 595 1760">3</td> <td data-bbox="595 1447 1018 1760"> 業務の性質上、本人が他の方法により知り得ることが明白であり、個別に通知する必要がないと認められる場合 </td> <td data-bbox="1018 1447 1372 1760">○<u>外部提供の類型 15</u></td> </tr> </tbody> </table>		類 型	事 例	15	<u>区が協定を締結した関係機関に対して協定内容の実施に必要な情報を提供する</u> <u>場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき</u>	○ <u>生産緑地に関する情報</u>		本人あて通知の省略基準の類型	事前一括承認基準の類型	3	業務の性質上、本人が他の方法により知り得ることが明白であり、個別に通知する必要がないと認められる場合	○ <u>外部提供の類型 15</u>
	類 型	事 例											
15	<u>区が協定を締結した関係機関に対して協定内容の実施に必要な情報を提供する</u> <u>場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき</u>	○ <u>生産緑地に関する情報</u>											
	本人あて通知の省略基準の類型	事前一括承認基準の類型											
3	業務の性質上、本人が他の方法により知り得ることが明白であり、個別に通知する必要がないと認められる場合	○ <u>外部提供の類型 15</u>											

都市農業振興・都市農地保全の取組について

1 練馬区内の農地の概要、農地保全の取組

区内の農地面積は、令和元年1月時点において約200haであり、その内、約9割が生産緑地⁽¹⁾として指定されている。また、区内生産緑地の約9割は、令和4年から令和5年にかけて指定から30年を経過する。

区は都市農地を保全するため、農地制度や税制度の早期見直しを国に働きかけてきた。これにより、平成29年5月の「生産緑地法」一部改正により、特定生産緑地制度⁽²⁾が創設された。また、平成30年6月に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が成立されたことにより、生産緑地の貸借制度⁽³⁾も創設された。

1 生産緑地

一定の条件を満たした農地等は、都市計画の手続きを経て生産緑地に指定される。指定された農地等は、30年間の営農義務と建築制限が課せられる一方、固定資産税等の減免や相続税の納税猶予など税制特例が設けられている。

2 特定生産緑地制度

特定生産緑地に指定されると、買取申出が可能となる時期が10年間延長され、以後も10年毎に指定を繰り返す限り税制特例が適用される。

3 生産緑地の貸借制度

農業者が経営規模拡大のために生産緑地を借りることや、農地を所有しない民間事業者が、所有者から直接生産緑地を借りて市民農園を開設することが可能となった。

2 協定の概要

区とJAとの協力関係を一層強化し、「生産緑地法」や「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」等に基づく新たな制度を積極的に活用して、更なる区内の都市農業振興と都市農地保全に取り組むため、協定を締結する。協定に基づき、新たな農業振興施策の検討、特定生産緑地の指定促進、生産緑地の貸借のあっせんなどに取り組む。

【JAが行う主な事項】

- ・農地所有者への制度の周知や各種助言
- ・農地所有者への特定生産緑地の指定勧奨
- ・生産緑地の貸借のあっせん（借り手と貸し手のマッチング）

3 JAと同様の協定を締結している自治体

世田谷区、町田市、八王子市

東京あおば農業協同組合個人情報保護方針

東京あおば農業協同組合

代表理事組合長 酒井 利博

(17年3月23日制定、29年6月20日最終改定)

東京あおば農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人番号を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

第4号様式(第9条関係)

外部提供記録票

業務登録番号	0	5	0	5		0	4
所管課名	都市農業担当部 都市農業課						
業務の名称	都市農業の振興に関する業務						
外部提供先の住所および名称	東京都練馬区高松五丁目23番27号 東京あおば農業協同組合						
外部提供先の利用目的	新たな農業振興施策の検討、特定生産緑地の指定促進、生産緑地の貸借のあっせんなどに利用し、都市農業振興と都市農地保全に取り組む。						
外部提供の期日	令和2年7月						
外部提供する管理個人情報の記録の種別	戸籍等事項(氏名、住所、生年月日、本籍、続柄、親族関係、婚歴など) 社会的地位(職業、勤務先、役職、地位、職歴、学歴、資格など) 経済活動 (収入、財産、納税額、負債状況、公的扶助など) 心身健康 (健康状態、病歴、障害など) 生活状況 (家庭状況、居住状況、趣味・嗜好など) 知識能力 (各種試験成績、勤務成績、学業成績など) 思想信条 (支持政党、宗教、主義・主張など) その他 ()						
外部提供の根拠	本人の同意 法令等に定めがある(根拠法令等) 出版、報道等により公にされている 緊急かつやむをえないと認められる 専ら統計作成のため、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない 審議会事項(令和2年6月29日 諮問第1号) 審議会事前一括承認基準(別表)						
外部提供の条件	申請目的以外の使用禁止 保管方法および保護措置に関する事項 その他()						
外部提供の形態	閲覧・転記 文書 図画 フィルム 磁気ディスク等 電算結合 その他()						
個人情報保護管理責任者	都市農業課長						

令和元年度（2019年度）

公文書の公開状況
個人情報保護制度の運用状況

令和2年5月

練馬区総務部情報公開課

公文書の公開状況

練馬区情報公開条例における令和元年度の公文書の公開状況は、つぎのとおりである。

1 公文書の公開請求状況

公文書の公開請求件数は1,673件、請求者は303人だった。

請求内容では、「都市整備・建築・土木」に関するものが多く、全体の約46.7%を占めている。

表1 公開請求の内容別件数

公文書の内容	件数(件)
都市整備・建築・土木	782
区政一般	381
環境・清掃	175
教育	157
児童福祉	101
入札・契約など	32
保健・衛生・医療	27
社会福祉	14
議会	4
合計	1,673

表2 公開請求者の内訳

区分	請求者数(人)	件数(件)
区民	56	411
区民以外	46	358
区内の法人・団体など	80	435
区外の法人・団体など	121	469
合計	303	1,673

表3 請求方法

請求方法	請求者数(人)
窓口	135
インターネット	116
ファクシミリ	42
郵送	10
合計	303

表4 公開請求の目的別件数

請求目的	件数(件)
営業活動	1,119
区政の監視、区民参加	413
学問的な調査・研究	95
私的利害の調整	7
請求目的の記載なし	39
合計	1,673

2 公文書の公開請求に対する公開決定等の状況など

請求件数(「不存在」と「取下げ」を除く。)に占める「全部公開」と「部分公開」の割合は約99%だった。また、公文書公開に関する審査請求が2件あった。

表5 公開請求処理状況

処理状況	件数(件)
全部公開	837
部分公開	588
非公開	14
不存在	25
存否応答拒否	0
取下げ	209
合計	1,673

表6 公開請求に対する非公開の理由別件数

非公開とした理由	件数(件)
個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの	321
法人などに関する情報で、法人などの正当な利益を害するもの	262
公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあるもの	23
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどの恐れがあるもの	11
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの	140
法令等の規定によって公開できないもの	15
他の制度との調整が必要なもの	9

同一の公文書に、複数の理由が含まれているものがある。

表7 公開諾否の決定に要した期間

公開諾否の決定期間	件数(件)
1週間までに決定したもの	61
2週間までに決定したもの	455
15日かかったもの	427
決定期間を延長したもの	521
取り下げられたもの	209
合計	1,673

個人情報保護制度の運用状況

練馬区個人情報保護条例における令和元年度の個人情報保護制度の運用状況は、つぎのとおりである。

1 自己情報の開示等請求の処理状況

自己情報の開示等請求件数は262件で、請求者は74人だった。また、自己情報の開示等に関する審査請求はなかった。

表1 自己情報の開示等請求状況

区 分	請求者数(人)	件数(件)
区民	53	209
区民以外	21	53
合 計	74	262

表2 開示等請求処理状況

開示等請求処理状況		件数(件)
開 示 請 求	全部開示	203
	部分開示	48
	非開示	0
	不存在	9
	存否応答拒否	0
	取下げ	2
訂正請求		0
削除請求		0
目的外利用中止請求		0
外部提供中止請求		0
合 計		262

表3 諾否の決定に要した期間

諾否の決定期間	件数（件）
1週間までに決定したもの	41
2週間までに決定したもの	149
15日かかったもの	43
20日かかったもの	0
決定期間を延長したもの	27
取り下げられたもの	2
合計	262

2 業務の登録の状況

個人情報収集の目的や利用方法を明らかにするため、個人情報を扱う区の業務を登録している。令和2年3月末現在の登録数は502件である。

3 個人情報ファイルの登録の状況

実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目、記録される個人の範囲等を登録している。令和2年3月末現在の登録数は300件である。

4 業務の委託の状況

個人情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外のものに依頼しようとするときは、あらかじめ「情報公開および個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）」の意見を聴くとともに、個人情報の保護に必要な措置を講じている。令和2年3月末現在の外部委託の業務数は700件である。

5 目的外利用および外部提供の状況

個人情報は、収集した目的の範囲内で利用するのが原則である。ただし、本人が同意している場合や法令で認められている場合、審議会に意見を聴き実施機関が必要であると認める場合などに限り、区の内部でほかの目的に利用したり（目的外利用）、区の外部に提供したり（外部提供）することができる。令和元年度の目的外利用の延べ人数は、537,396人、外部提供の延べ人数は129,757人である。

6 区の電子計算組織と区以外の電子計算組織との結合状況

実施機関は、管理個人情報を提供し、または提供を受けるため、区の電子計算組織と区の機関以外のものの電子計算組織とを通信回線等により結合するときは、あらかじめ審議会の意見を聴いている。令和2年3月末現在の結合件数は74件である。

7 特定個人情報保護評価における第三者点検の実施状況

第三者点検の実施のために設置した「特定個人情報保護評価等実施委員会」による点検を下記のとおり実施した。

表4 全項目再評価（1事務）

第三者点検事務名	所管課名	点検実施日
住民基本台帳に関する事務	戸籍住民課	令和元年 11 月 25 日

表5 重点項目再評価（1事務）

第三者点検事務名	所管課名	点検実施日
介護保険事務	介護保険課	令和元年 11 月 25 日

8 個人情報にかかる事務処理ミス

令和元年度に発生した個人情報にかかる事務処理ミスは、つぎのとおりである。

表6 個人情報にかかる事務処理ミス

	種別	内容	原因	所管課
1	誤送付 (5)	【元年5月】 学校開放事業における施設利用承認証を別の団体に送付(1人)	宛名と封入物の確認が不十分だった	子育て支援課
2		【元年7月】 未使用者の名前が記載された新生児聴覚検査の受診票を送付(1人)	受診票を再利用した際の確認が不十分だった	健康推進課
3		【元年12月】 委託事業者が、同戸籍の別人の附票を送付(1人)	証明書の確認が不十分だった	戸籍住民課
4		【2年1月】 区民農園利用者抽選結果通知を誤った住所に送付(77人)	宛名データを加工する際に操作を誤った	都市農業課
5		【2年3月】 委託事業者が、予防接種実施依頼書を別人に送付(2人)	宛名と封入物についてダブルチェックを怠った	保健予防課
6	誤交付 (2)	【元年9月】 戸籍全部事項証明書を別人に交付(1人)	交付する際の本人確認が不十分だった	戸籍住民課
7		【2年2月】 委託事業者が、区民農園利用承認書類を別人に交付(1人)	〃	都市農業課

	種 別	内 容	原 因	所 管 課
8	誤廃棄 ・ 紛失 (5)	【元年5月】 転入に関する届出書類を入力後に 廃棄(1人)	書類を廃棄する際の確認が 不十分だった	区民事務所 担当課
9		【元年5月】 食育推進ボランティア講座参加者 の名札を紛失(21人)	名札を持ち運んだ際にバッ クからの落下に気づかなか った	健康推進課
10		【元年7月】 委託事業者が、住民票等申請書控え を廃棄(約7,500人)	保存箱を整理した際に廃棄 箱群に混入した	戸籍住民課
11		【元年11月】 委託事業者が、精神障害者保健福祉 手帳申請書類の一部を紛失(1人)	書類を移送する際の確認が 不十分だった	保健予防課
12		【2年3月】 委託事業者が、特定疾病療養受療 証等の写しを紛失(1人)	”	保健予防課
13	誤送信 (1)	【2年2月】 委託事業者が、イベント案内のメー ルを送信(52人)	登録していた送付先グルー プを誤って「To」欄に設 定した	練馬子ども 家庭支援 センター